

「原子吸光分光光度計」及び「紫外可視分光光度計」購入契約に係る
一般競争入札公告

山梨県中北地域県民センターが発注する原子吸光分光光度計及び紫外可視分光光度計の購入に係る契約は、一般競争入札により行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年10月17日

山梨県中北地域県民センター所長 中村 弘

入札参加者は、この公告のほか、関係法令ならびに入札説明書等を必ず熟覧、承知のうえ入札に参加すること。

1 入札案件等

案件番号	中北地域県民センター - 2400254
案件名	原子吸光分光光度計及び紫外可視分光光度計の購入契約に係る一般競争入札
調達品名・数量	原子吸光分光光度計 一式 紫外可視分光光度計 一式
規格等	仕様書のとおり
納入期限	令和7年2月28日（金）
納入場所	土壤実験室（北巨摩合同庁舎 倉庫棟1階）
事務担当所属	山梨県中北地域県民センター 総務県民課

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 次のいずれにも該当しない者であること

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者

3 この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれてい

<p>ない者</p> <p>4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないもの</p> <p>5 山梨県内に本店・支店・営業所等を有すること</p>
--

3 入札説明書等を交付する場所

交付、問い合わせ先	〒407-0024 山梨県韮崎市本町四丁目2-4 中北地域県民センター 電話：0551-23-3051 FAX：0551-23-3012 メール：ch-kenminc@pref.yamanashi.lg.jp
交付期間	公告の日～令和6年10月30日（水）正午 （山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時）
交付方法	次のいずれかの方法により交付する。 ア 山梨県中北地域県民センターで直接交付する。 イ 電子メールにより交付する。この場合、電子メールにより、件名を「原子吸光分光光度計及び紫外可視分光光度計購入契約に係る一般競争入札説明書請求」とし、本文に事業所名・担当者所属氏名を記載の上、受領を希望するメールアドレスから送信すること。また、送信後、到着しているか確認の電話連絡をすること。

4 一般競争入札の参加資格の確認

申請期間	公告の日～令和6年10月30日（水）正午（必着） （県の休日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時）
提出書類	1 入札参加資格確認申請書 2 誓約書 ※提出された確認申請書等は返却しない。
提出方法	持参又は郵送による。
結果通知	令和6年11月1日（金）までに郵便により発送する。

5 入札公告等への質問

申請期間	令和6年10月23日（水）～令和6年10月30日（水） （必着）
提出書類	質問票

提出方法	電子メールによる。 ※送信後、到着しているか確認の電話連絡を行うこと。
回答方法	令和6年11月1日(金)までに参加申込者すべてに対し、 電子メールにて行う。

6 入札及び開札の日時及び場所

入札日時	令和6年11月8日(金) 午前10時
入札場所	韮崎市本町四丁目2-4 山梨県北巨摩合同庁舎 4階 401会議室
入札金額	契約希望額(総額)の110分の100に相当する金額 (消費税及び地方消費税相当額を含まない)
入札書提出方法	入札参加者本人又は代理人は、入札公告等に示した入札日時・場所において直接入札箱に投入する。
落札者の決定	山梨県財務規則(以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
入札の無効	次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。 1 一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。 2 この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。 3 入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。 4 1から3までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 その他

入札保証金	規則第108条の2第2号に基づき免除する。
契約保証金	規則第109条の2の規定に該当する者は免除する。
違約金	規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。
最低制限価格	無
契約書作成の要否	要
前払金	無
契約の締結	落札の日から7日以内に締結する。落札者が契約締結までの間に、2の入札に参加するために必要な資格のうち、一つでも満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。